

坂戸市小規模契約希望者登録要領

施行 平成11年 3月24日
改正 平成12年 3月10日
改正 平成27年 4月 1日
改正 平成28年12月26日
改正 令和 3年 4月 1日

1 目的

市が発注する小規模な随意契約について、市内業者の受注機会の拡大を行い、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ろうとするものである。

2 登録できる者

坂戸市内に主たる事業所を置く者（適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。）

3 登録できない者

- ① 坂戸市内に主たる事業所を置かない者（他の市町村に本店がある場合など）
- ② 成年被後見人及び被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- ③ 坂戸市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（以下「規程」という。）に基づく申請（いわゆる指名参加願）をしている者及び既に同規程に基づく資格者名簿に登録されている者
- ④ 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者

4 登録の方法

随時受け付け、翌月の1日から登録（適用）する。受付は契約主管課窓口で行う。

5 登録者の有効期間

登録時から西暦の奇数年の3月31日までの期間とし、その後は改めて申請することにより2年間更新するものとする。

6 登録者の取り扱い

坂戸市契約主管課においては、申請書等の審査の後に登録者を「坂戸市小規模契約希望者登録名簿」に登録する。また、坂戸市契約担当課は登録者を全庁に公開（グループウェア／行政情報掲示板を利用）するとともに、規程第10条第2項に準じて一般にも公開（閲覧）して、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努める。なお、選定においては、規程に基づく資格者名簿登録者の選定を否定するものではない。

7 対象となる契約

この登録に際しては、建設業の許可の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査である事を考慮し、選定の対象とする契約は、坂戸市契約規則第13条各号に規定する契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲で、内容が比較的軽易で、かつ、履行実績等からみて履行の確保が容易であると認められるものとする。

[坂戸市契約規則第13条]（随意契約によることができる予定価格）

- | | | |
|-------------|-----------|------------------------------------|
| ① 工事又は製造の請負 | 130万円（以下） | …… 建設物の修繕・印刷製本（請負）等 |
| ② 財産の買入れ | 80万円（以下） | …… 物品・不動産・動産・特許等の無体財産・印刷製本（買取方式）など |
| ③ 物件の借入れ | 40万円（以下） | |
| ④ 財産の売払い | 30万円（以下） | |

- ⑤ 物件の貸付け 30万円（以下）
- ⑥ 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円（以下）…… 役務提供・その他上記以外

8 契約保証金

小規模契約希望者登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、坂戸市契約規則（以下「規則」という。）第17条第6号の規定に基づき、契約金額が130万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるときは、契約保証金の納付を免除することができるものとする。130万円を超える契約に際しては、規則第16条及び第17条各号を適用する。

[坂戸市契約規則]

（契約保証金）

第16条 令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

- 2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後、直ちに還付する。
- 3 契約の変更により契約金額に減少があった場合において契約の相手方から要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。
- 4 第1項の契約保証金の納付に代える担保は、次のとおりとする。
 - (1) 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (2) 前号のほか、第4条第3項から第5項、第5条及び第6条の規定を準用する。なお、同号の担保の価値は、その保証する金額とする。

（契約保証金の納付免除）

第17条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。ただし、この場合は当該保険契約に係る保証証券を市に提出しなければならない。
- (3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が直ちに納付されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が130万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。